

## 兵庫昆虫同好会規約

第1条 この会は「兵庫昆虫同好会」という。

第2条 この会は兵庫県の昆虫相を明かにし、県下の昆虫の保護に努力することを目的とする。

第3条 上記目的を遂行するためには次のことを行う。

1. 県下の昆虫相の解説

2. 会誌「きべりはむし」と連絡誌「兵庫虫報」の発行

3. 各種会合の開催

4. 資料の交換。

第4条 この会は昆虫を研究している人及び趣味とする人で本会の目的に賛成する人はだれでも入会できる。

第5条 この会を運営するために世話人若干名をおく。

第6条 会員は会を維持するため、年額500円を負担する。

## 投稿規約

「きべりはむし」の原稿をお願いします。兵庫県内で採集された昆虫の記録から何でも結構です。

印刷方法は当分の間、孰輩も手書き原稿をゼロックスするにします。

用紙はB5版でケイ線のござだけ薄い色で、しかも間隔が狭いものが望ましく、コピー用紙は避け下さい。黒インキ、黒ボールペン、鉛筆など活字体で明瞭に書き、一頁につき3行だけ密に記入して下さい。特に採集データを詳しく願います。英字(学名など)はエリート活字体でタイプでさるをされます。

例ええばコヨ計算用紙を用いてHBの鉛筆で書いたりかたり小さいに複写されます。また修正しやすい美しい鉛筆書きはすぐれています。

原稿は送信料に付送り下さい。